

# 1-8 製造所等の基準

合計12ある製造所等ごとに、さまざまな基準があります。しかし、共通の基準も多くあります。これを知っておくと、個別の基準を知らなくても正答できる問題が多々あります。常に、共通の基準を意識して解答することが大切です。施設ごとの個別の基準は、各施設に特有の『個性』が出題されやすいので、これらを整理して学びます。

## これだけは覚えよう！

- ・製造所等に共通の基準は、しっかりと覚えましょう。
- ・個々の施設については、各施設の特徴的な部分を優先的に理解しましょう。

屋内貯蔵所	・床面積1,000m <sup>2</sup> を超えない、天井は設けない、床は地盤面以上、軒高6m未満の平屋建て。
屋外貯蔵所	・貯蔵できる物品に限られる（ガソリンは貯蔵できない）。 ・水はけのよい湿潤でない場所に設置する。
屋内タンク貯蔵所	・タンクの容量制限がある。
屋外タンク貯蔵所	・タンク容量の110%以上の防油堤が必要。 ・敷地内距離とよばれる独自の距離が規定されている。
地下タンク貯蔵所	・タンクとタンク室内面の距離は0.1m以上、2以上のタンクがある場合、タンク間距離は1m以上。 ・タンク上面は、地盤面から0.6m以上深い場所にする。
簡易タンク貯蔵所	・1基当たり600L以下で、設置できるのは3基まで。ただし、同一品質の危険物を貯蔵したタンクを2基以上設置してはならない。
移動タンク貯蔵所	・常置場所が決まっている。 ・タンク容量30,000L以下、4,000Lごとに仕切り、2,000L以上のものには防波板を設置。 ・移送時は免状を携帯した危険物取扱者の乗車が必要。
販売取扱所	・第1種（指定数量15倍以下）と第2種（指定数量15倍を超え40倍以下）がある。 ・危険物を容器入りのまま販売する。
給油取扱所	・地下専用タンクには容量制限がないが、地下廃油タンクは10,000L以下にする。 ・給油取扱所の中に、医療・福祉・娯楽施設・立体駐車場は設置できない。

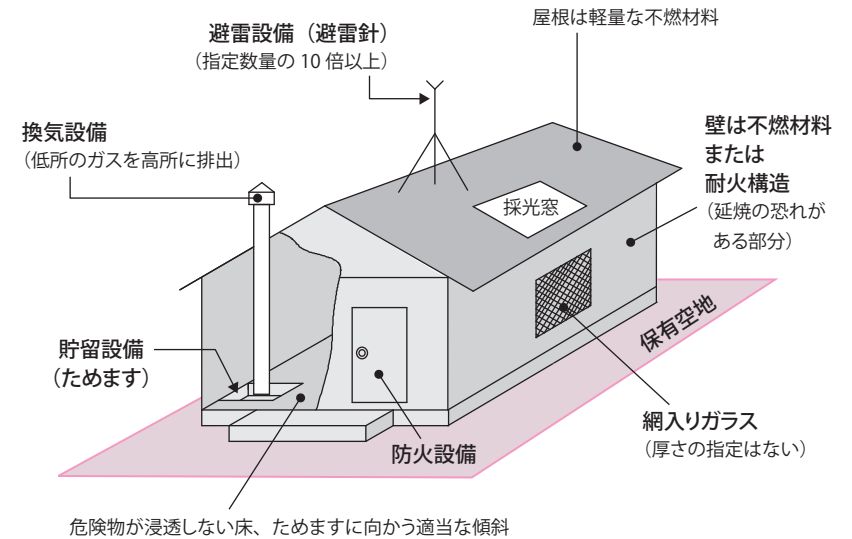
## 1 製造所等に共通の基準

重要度 ★★★

まずは、各施設に共通な一般事項を学びます。出題されやすいのでしっかり理解しましょう。

### (1) 構造の共通基準

#### ▼製造所



構造に関する共通の基準を次の表にまとめます。

#### ▼製造所等の構造の共通基準

主要構造 (壁、柱、梁、床等)	壁は不燃材料または耐火構造（製造所等により異なる）とする。 延焼の恐れがある部分は耐火構造にする
屋根	金属板などの軽量な不燃材料でふく（爆風を上部に逃がすため）
出入口・窓	防火設備（延焼のおそれがある外壁に設ける出入口は、自閉式の特防火設備）とし、ガラスを用いる場合は網入りガラスとする（ <b>注意</b> ただし、厚さの指定はない）
床	危険物が浸透しない構造。適当な傾斜をつけ、貯留設備（ためます）を設ける
その他	地階（地下の階）は設けない

万が一、建物の内部で爆発があった場合には、爆風を上部に逃がすために、屋根は軽量な不燃材料でふきます。窓を設けるときは網入りガラスとしますが、ガラスの厚さは指定されていません。